

介護老人保健施設 ラ・クラルテ
居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 廣風会が開設する介護老人保健施設 ラ・クラルテ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
 - 一、 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二、 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三、 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
2. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供するもの、他の介護保険施設、住民による自発的活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行っている者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 介護老人保健施設 ラ・クラルテ
2. 所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町 656 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月、火、水、木、金、5日間とする。＜祝日含む＞
2. 土日は休み 緊急時は随時対応。

12月30日～1月4日までは冬季休暇 8月12日～8月16日は夏季休暇とする。

3. 営業時間は午前9時から午後5時30分までとする。
4. 苦情処理も併せて対応をする。

(居宅介護支援事業の内容)

第6条

指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- ①利用者による居宅サービスの選択に資するよう当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及び家族に提供する。
- ②利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決する課題を把握する。
- ③利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標、その達成時期、サービスの種類、内容、利用料金、サービスを提供する上での留意事項を記載したサービス計画の原案を作成する。
- ④サービス担当者会議開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに担当者から専門的な見地からサービス計画の内容について意見を求める。
- ⑤居宅サービスの計画の原案の内容について利用者及びその家族に説明し文章により利用者の同意を得ること。
- ⑥居宅サービス計画に関し利用者の同意を得たうえで、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を図る。居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑦適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に適切に提供された場合に置いても、利用者が介護保険施設の入所を希望した場合は紹介その他便宜を提供する。退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるように連絡調整を行う。
- ⑧介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い少なくとも1ヶ月に1回利用者の居宅を訪問しサービス計画の実施状況をモニタリングする。モニタリング結果についてはその都度記録する。
- ⑨医療機関と情報提供や連携を図り、居宅サービス計画書の交付、要介護者の状態やサービス内容について情報提供を行い主治医に意見を求める。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条

1. 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とする。

利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2. 課題分析について使用する課題分析の方法は独自のものとする。

(利用料等)

第 8 条

1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
2. 第 9 条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条

通常の事業の実施地域は、横浜市神奈川区、緑区、港北区、都筑区、旭区、保土ヶ谷区、鶴見区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条

介護支援専門員等は居宅介護支援を实地中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第 11 条

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第 12 条

1. 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2. 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 当事業所は、利用者に損傷すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行う。

(虐待の防止)

第 13 条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条

1. 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (ア) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (イ) 継続研修 年 2 回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもそれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

この規定は 平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 1 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。